

平成 31 年度（平成 30 年分）から適用される配偶者（特別）控除の改正内容

【配偶者控除及び配偶者特別控除の改正内容】

配偶者の前年の合計所得金額			平成 31 年度（平成 30 年分）から適用される控除額			【参考】 平成 30 年 度（平成 29 年分） まで適用 される控 除額	配偶者の前年の 給与収入額	
			納税義務者の前年の合計所得金額（給与収入額）					
			900 万円以下 （1,120 万円以下）	900 万円超 950 万円以下 （1,120 万円超 1,170 万円以下）	950 万円超 1,000 万円以下 （1,170 万円超 1,220 万円以下）			
配偶者 控除	38 万円以下	配偶者 70 歳未満	33 万円 （38 万円）	22 万円 （26 万円）	11 万円 （13 万円）	33 万円 （38 万円）	103 万円以下	
		配偶者 70 歳以上	38 万円 （48 万円）	26 万円 （32 万円）	13 万円 （16 万円）	38 万円 （48 万円）		
配偶者 特別 控除	38 万円超 40 万円未満		33 万円 （38 万円）	22 万円 （26 万円）	11 万円 （13 万円）	33 万円 （38 万円）	103 万円超 105 万円未満	
	40 万円以上 45 万円未満					33 万円 （36 万円）	105 万円以上 110 万円未満	
	45 万円以上 50 万円未満					31 万円	110 万円以上 115 万円未満	
	50 万円以上 55 万円未満					26 万円	115 万円以上 120 万円未満	
	55 万円以上 60 万円未満					21 万円	120 万円以上 125 万円未満	
	60 万円以上 65 万円未満					16 万円	125 万円以上 130 万円未満	
	65 万円以上 70 万円未満					11 万円	130 万円以上 135 万円未満	
	70 万円以上 75 万円未満					6 万円	135 万円以上 140 万円未満	
	75 万円以上 76 万円未満					3 万円	140 万円以上 141 万円未満	
	76 万円以上 85 万円以下					0 円	141 万円以上 150 万円以下	
	85 万円超 90 万円以下						33 万円 （36 万円）	150 万円超 155 万円以下
	90 万円超 95 万円以下						31 万円	155 万円超 160 万円以下
	95 万円超 100 万円以下						26 万円	160 万円超 166.8 万円未満
	100 万円超 105 万円以下						21 万円	166.8 万円以上 175.2 万円未満
	105 万円超 110 万円以下						16 万円	175.2 万円以上 183.2 万円未満
	110 万円超 115 万円以下						11 万円	183.2 万円以上 190.4 万円未満
	115 万円超 120 万円以下						6 万円	190.4 万円以上 197.2 万円未満
	120 万円超 123 万円以下						3 万円	197.2 万円以上 201.6 万円未満
123 万円超		0 円	201.6 万円以上					

※ここに記載の給与収入額は、給与以外に他の所得金額（事業・不動産・配当・公的年金・一時・土地や株式の譲渡等）がない場合の金額です。

※配偶者の年齢は、課税年度の 1 月 1 日（賦課期日）現在で判定されます。

※所得税と市県民税の内容に差異がある場合は、所得税の内容を括弧書で記載しています。